

シリーズ 市町村合併

シリーズでお伝えしている『市町村合併』。今号は、住民の自主的な合併取り組みを保障する住民発議制度や、合併に向けた合併協議会、国の財政支援制度のあらましについてお知らせします。



合併特例法の改正で 盛り込まれた住民発議制度

国は、市町村の合併を促進するため、『市町村の合併の特例に関する法律』いわゆる合併特例法を昭和40年に定めました。

この法律は、当初10年間の期限付きでしたが、その後、3回期限が延長され、現在の法律は平成11年に改正されたものです。

国は、この法律改正で、特に期限（平成17年3月末）の変更は行わず、住民の自主的な取り組みをより一層促すため、『住民発議制度』の拡充を盛り込むとともに、『合併特例債』の創設など、合併を支援するためのさまざまな措置を講じました。

合併協議会の設置発議は 有権者の50分の1の署名で

住民発議制度は、合併協議会の設置に関する住民の直接請求制度として、平成7年の改正時に設けられました。このときの直接請求制度は、『一般制度』と呼ばれ、有権者の50分の1の署名で、自らのまちの首長に対し、合併対象市町村を明記して、合併協議会の設置を求めることができる制度でしたが、合併協議会の設置に関して議会に付議するかどうかは、首長の判断にゆだねられていました。

平成11年の改正では、新たに関係市町村の住民が、連携して合併協議会の設置を求めることができる制度として拡充され、関係市町村長は、合併協議

会の設置協議について議会に付議することが義務付けられました。

合併協議会の 重要な役割とは

合併をしようとする市町村は、それぞれの議会の議決を経て合併協議会を設置することになっています。

この合併協議会は、関係市町村が合併の是非も含めて協議する場となるものです。

また、合併の方向が決まった場合には、合併協議会の重要な役割として、合併後の新しいまちの建設に関する基本的な計画書である『市町村建設計画』を作成しなければなりません。

この市町村建設計画は、市町村の合併に際して、合併関係市町村の住民や議会に対し、新しいまちの将来に対するビジョンを示し、住民自らが合併の適否を判断できる材料となるものです。

また、市町村建設計画を基礎として合併後の新しいまちに対し、国からの財政支援が行われるものです。

合併協議会の設置には2通りの方法があり、一つは合併しようとする市町村が協議会の設置を直接話し合う場合と、もう一つは、前段で説明した住民のみなさんの直接請求によるものです。

合併を促す 国の財政支援

合併特例法では、平成17年3月末までに合併した市町村に対し、次のようなさまざまな財政支援措置が行われることになっています。